



あしたをひらく 明るい選挙



岐阜県選挙管理委員会・明るい選挙岐阜県推進協議会

(協力：岐阜県若者の選挙意識を高める会 ※岐阜大学教育学部生による若者啓発グループ)

あなたの未来にチャンネルを合わせよう!

※ 3年後の有権者であるあなたへ

※) 国政選挙は平成28年6月19日以降に公示される選挙から、地方選挙はこの国政選挙の公示日以降に告示される選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられます。

～模擬投票：わたしたちの街の未来を担う市長を選んでみよう～

ストーリー

あなたは、架空の街・濃飛市の住民です。人口は約3万人、隣には20万人規模の都市があります。平地の南部では大型ショッピングセンターが出店するなど開発が進んでいますが、市全体では少子高齢化が進み、どんどん人口が減っています。

自然が豊かで、広い土地がありますが、鉄道やバスの本数が少ないため、多くの住民は移動するときに自動車を使っています。主な産業は、機械の部品などの製造業です。

濃飛市長選挙候補者



木曾 一雄(68歳)

高齢者福祉を促進！

病院や介護施設、鉄道やバスの本数を増やし、年をとっても安心して暮らせる濃飛市にするぞ！



長良 二郎(28歳)

産業を活性化！

濃飛市に大きな工場やテーマパークを呼び込んで、もっと製造業や観光の盛んな街に！



揖斐 三枝(45歳)

子育て環境を充実！

保育園や幼稚園を増やし、学校の設備を新しくして、濃飛市を子育てのしやすい街にしたいわ！

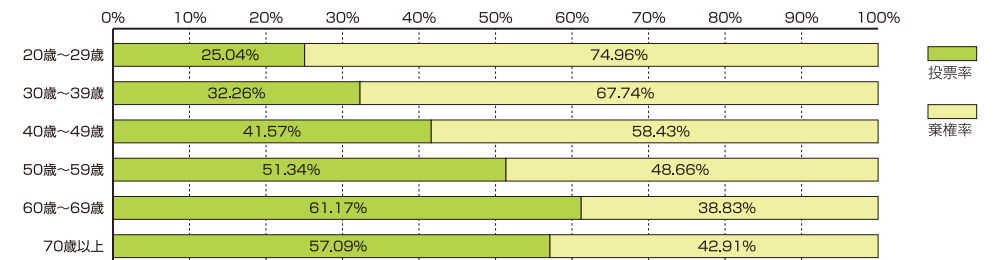
あなたならどの人を選びますか？どうしてその人を選んだのですか？

これは架空の街のお話でしたが、
実際に**選挙**はわたしたちの生活に強く結びついています。
選挙とは、わたしたちが住む街や国の未来を
どうしたいかを伝える大切な手続きなのです。

もし**選挙**にいかなければ、どうなるでしょうか？

では、実際はどうでしょうか？

年齢別投票状況(平成27年4月12日執行岐阜県議会議員選挙)



選挙の情報を得る方法は、いくつもあります

- 選挙公報
- テレビ・ラジオにおける政見放送
- 候補者による演説会
- ホームページ、ツイッター、フェイスブックといったウェブサイト等



【参考】過去の国政選挙の選挙公報(抜粋)

中学三年生のあなたも、3年後には18歳となり選挙権を手に入れます。 そのとき、あなたはどんな未来にチャンネルを合わせますか？

平成27年度
明るい選挙啓発
ポスターコンクール
県特選作品



美濃加茂市立西中学校
川真実さんの作品



羽島市立中央中学校
神戸香音さんの作品

選挙権は選ぶ権利 被選挙権は選ばれる権利

民主主義の基本は選挙。
選挙には4つの原則が確立されています。

普通選挙

すべての国民に、性別や納税の有無などにかかわらず、一定の年齢に達したときに、せんきょけん ひせんきょけん選挙権や被選挙権が認められます。

平等選挙

すべての選挙人は、性別や社会的身分などによって差別されることなく選挙権を行使こうしすることができるよう、一人一票の平等主義がとられています。

直接選挙

選挙には代表者の選び方の違いから、直接選挙と間接選挙があります。日本では、選挙人が知事や市町村長、議員などの代表者を直接選出しています。

秘密選挙

すべての選挙人は、自分自身の判断で自由に投票ができます。これを保障するために、投票を無記名で行う方法がとられています。

選挙権を持つためには 次の条件が必要です

1 日本国民であること

2 年齢が満20歳※以上であること

3 都道府県、市町村の選挙については1と2に加えて、引き続き3ヶ月以上その区域に住んでいること

※国政選挙は平成28年6月19日以降に公示される選挙から、地方選挙はこの国政選挙の公示日以降に告示される選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます。



ただし、これらに当てはまる場合でも、一定の刑罰を科せられた人などは選挙権をもつことができません。

選挙人名簿に登録されていますか？

選挙権を持っていても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。

選挙人名簿は住民基本台帳の記録をもとに作られるので、引っ越しなどで他の市町村に転出した時に転出先の市役所や役場にきちんと届出をしないと、投票できない場合があります。



海外に住んでいても投票できる？

海外に住んでいる人は、申請して「在外選挙人名簿」に登録されると、衆議院議員と参議院議員の選挙で投票できるようになります。

在外選挙人名簿に登録されるには、次の条件が必要です。

- ・日本国籍を持っている
- ・年齢が満20歳※以上
- ・住所を管轄する領事官(大使や総領事)の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上住んでいる

※国政選挙は平成28年6月19日以降に公示される選挙から、地方選挙はこの国政選挙の公示日以降に告示される選挙から、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられます。

選挙により議員や長になることができる資格、つまり立候補ができる資格のことを被選挙権といいます。

被選挙権を持つためには次の条件があります。

1 日本国民であること

2 都道府県、市町村の議会議員については、その選挙権を持っていること

3 一定の年齢以上であること
その年齢は公職の種類によって違います

衆議院議員	満25歳以上
参議院議員	満30歳以上
都道府県知事	満30歳以上
都道府県議会議員	満25歳以上
市町村長	満25歳以上
市町村議会議員	満25歳以上

※任期は 参議院議員……………6年
衆議院議員、都道府県知事、市町村長、
都道府県・市町村議会議員……………4年

他県の知事、市町村長選挙にも立候補できる

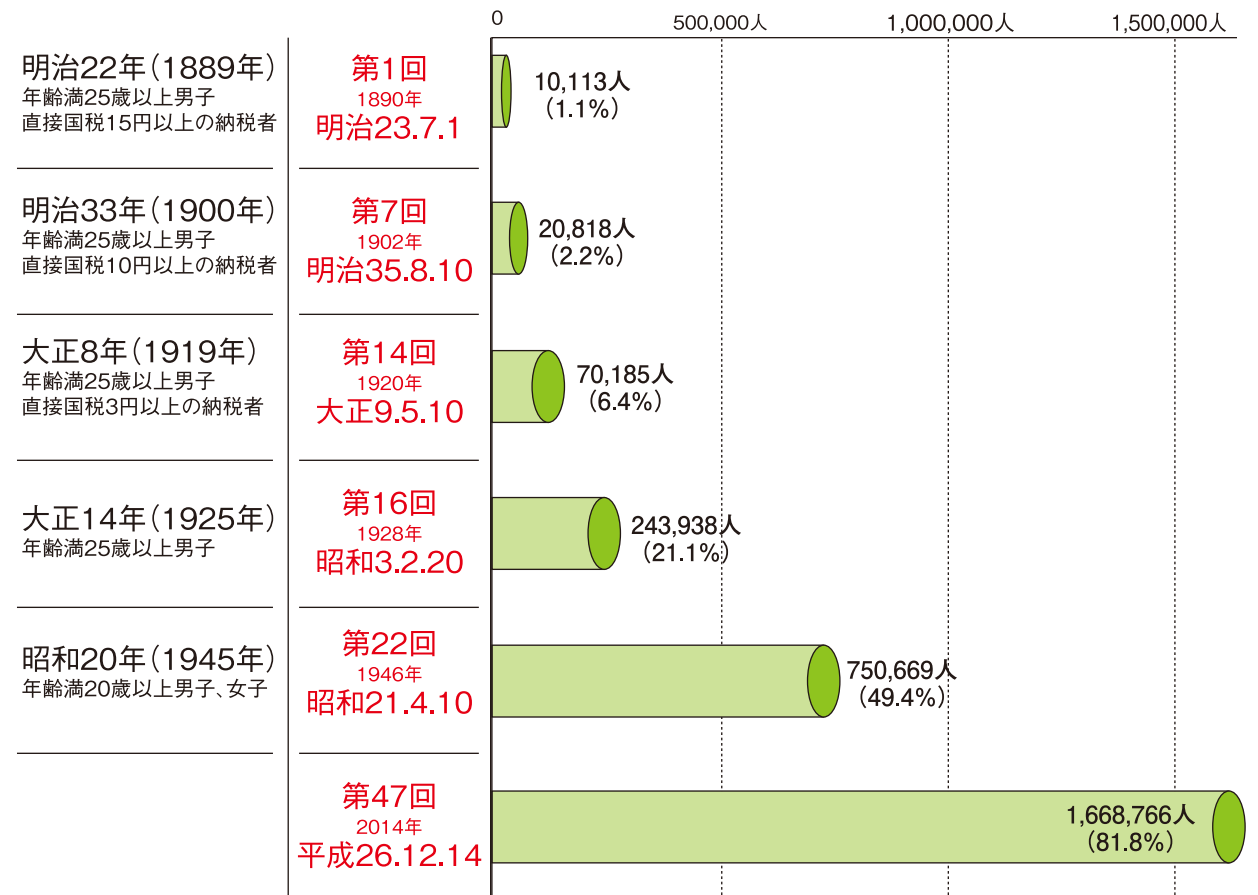
都道府県、市町村の議会議員に立候補するには、その区域に3ヶ月以上住んでいる必要がありますが、国会議員、都道府県知事、市町村長の場合は、その区域に住所がなくても立候補することができます。

満20歳以上であれば、だれにでも選挙権があたえられるようになったのは、昭和20年12月17日（衆議院議員選挙法の改正）のこと。かつては、納税額によって選挙権が制限されたり、女性の参政権が認められなかったりした時代がありました。

第1回衆議院議員総選挙（明治23年）における有権者数は、全国で約45万人、総人口のわずか1.1%程度にすぎなかったのです。

今日に至るまでに、多くの人たちの努力があったことを思うと、一票をけっしておろそかにできません。

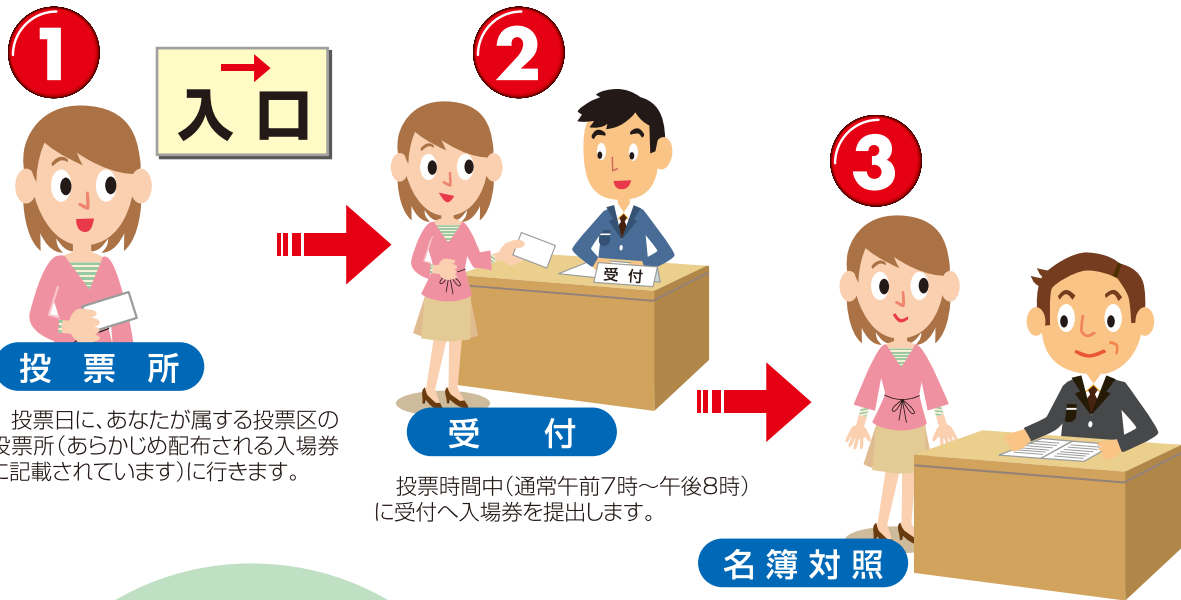
衆議院議員の選挙権の移り変わり - 岐阜県 -



※（ ）内の数字は岐阜県の総人口に対する有権者の占める割合を示す。

投票はこうして行われます

投票にはむずかしい手続きはありません。



投票日に、あなたが属する投票区の投票所(あらかじめ配布される入場券に記載されています)に行きます。

投票時間中(通常午前7時～午後8時)に受付へ入場券を提出します。

選挙人名簿に載っている本人かどうかの確認を受けます。



投票日に用事等があるときは、投票日前でも投票できる期日前投票制度があります。たとえば、次のような人は期日前投票をすることができます。

- レジャーなどの私用で投票日に投票区内にいない人
- 仕事のある人や冠婚葬祭などの予定がある人
- 病気、ケガ、妊娠などの理由で、投票日当日歩けない人

期日前投票のできる期間

選挙期日の公示(告示)日(立候補の届出をする日)の翌日から投票日前日まで

期日前投票のできる時間

原則として午前8時30分から午後8時まで

期日前投票のできる場所

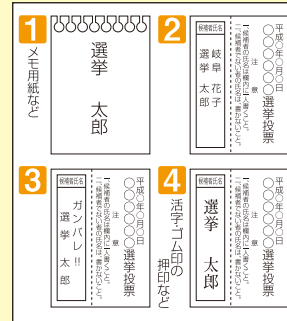
住所地の市役所・町村役場などの期日前投票所

投票所入場券が届かなかったり、紛失したら?

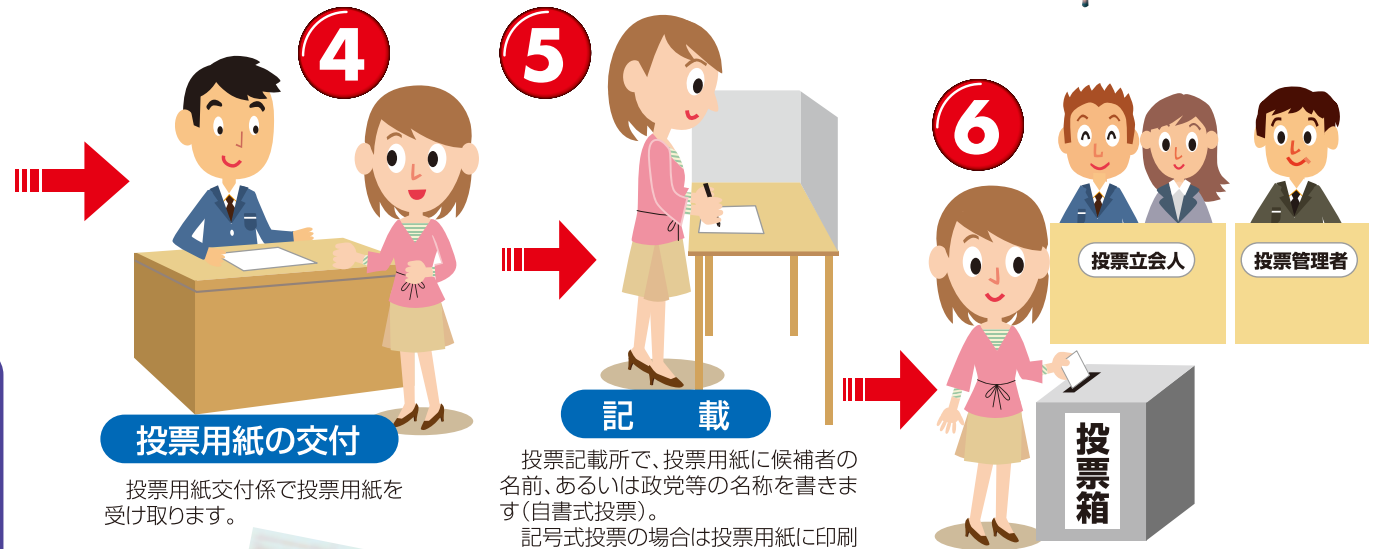
入場券は、選挙人の確認の意味などで選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会が発行しています。

届かなかったり、紛失した場合でも、投票所で係員に申し出れば投票できます。

! せっかくの投票も、次のようなものは無効になります。**!**
(自書式投票の場合)

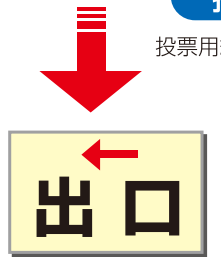


1. 所定の用紙を用いないもの
2. 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
3. 他事を記載したもの
4. 自書しないもの
5. 候補者以外の氏名を記載したもの
6. 「誰」を記載したか確認できないもの
7. 白紙投票



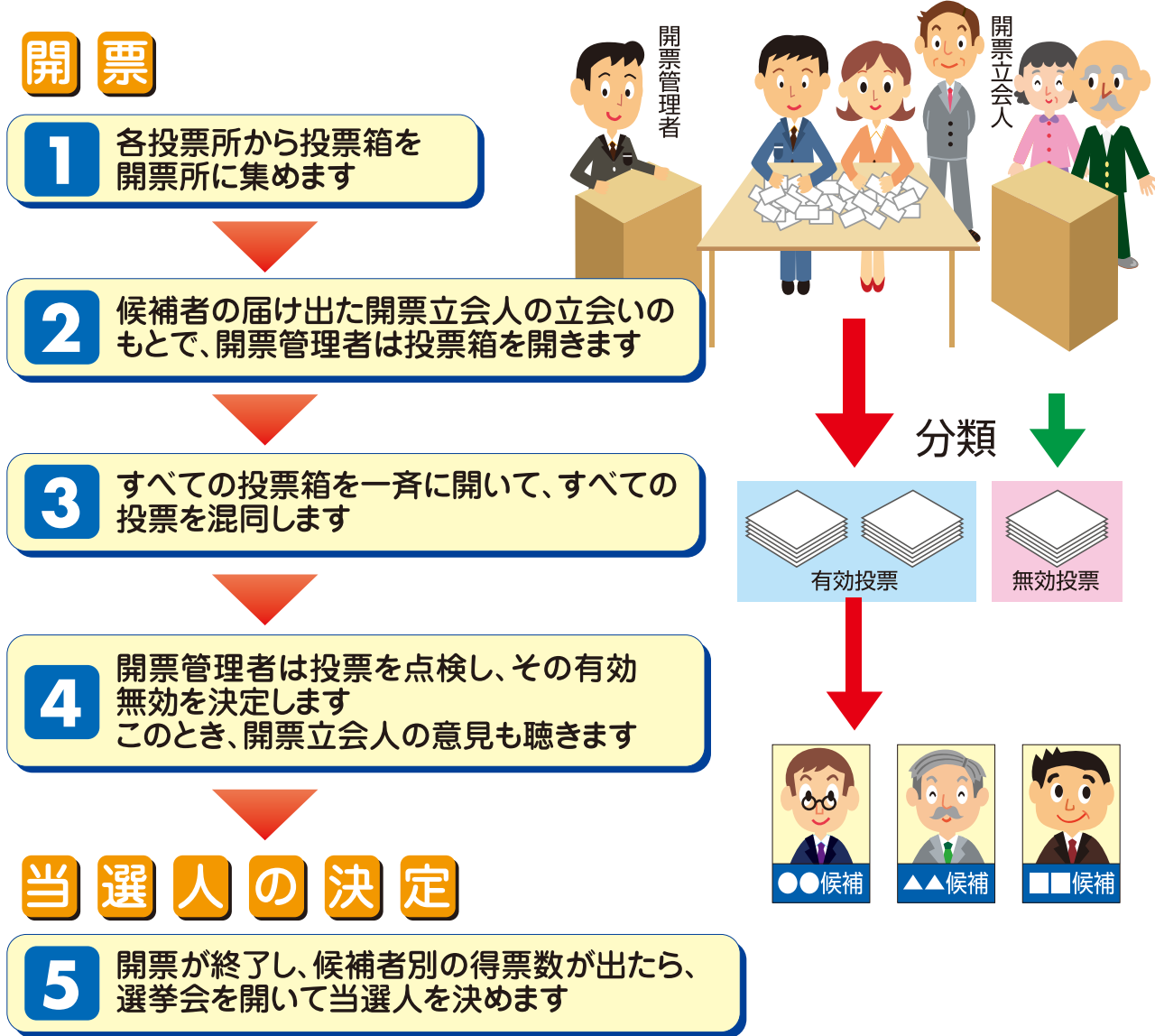
投票用紙を投票箱に入れます。

投票終わり
これで投票は全て終了です。



当選人はこうして決まります

開票は、投票の有効・無効や、どの候補者の得票となるかを定める大事な手続きです。投票の秘密が侵されないよう、この手続きは厳しく法律で定められています。



当選人は、得票数の多い順に決まりますが、一定の得票数に達しないと、当選人にはなれません。また、得票数が同じになってしまった場合は、選挙会において、選挙長がくじで当選人を決めます。

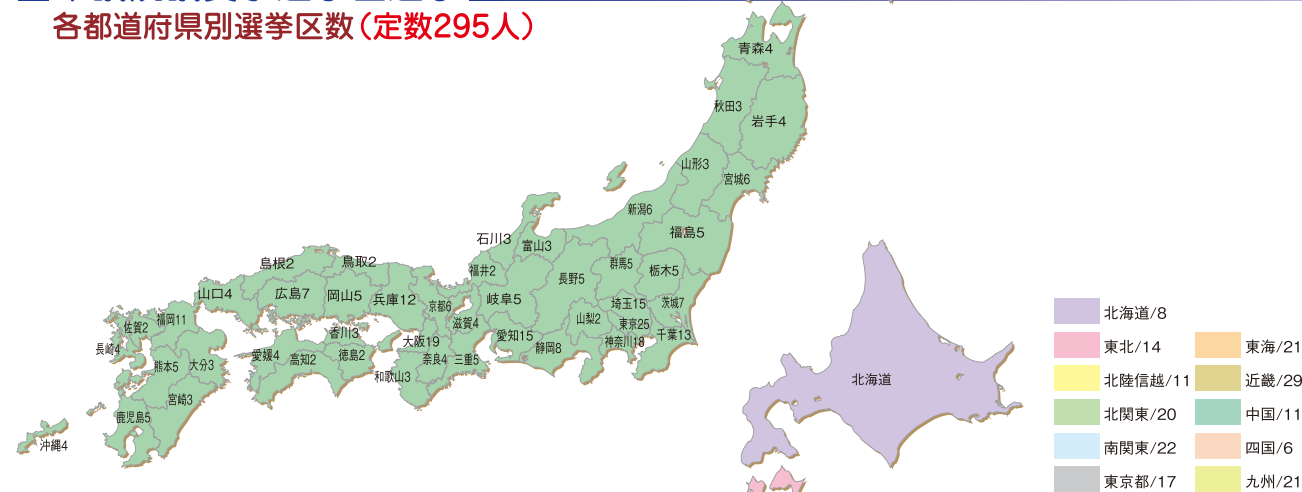
※テレビの開票速報を見ていると、開票率が数パーセントの状況で当確(当選確実)が伝えられる場合がありますが、これは選挙管理委員会が発表しているものではなく、報道機関が独自に発表しているものです。

各選挙の選挙区と定数 —全国—

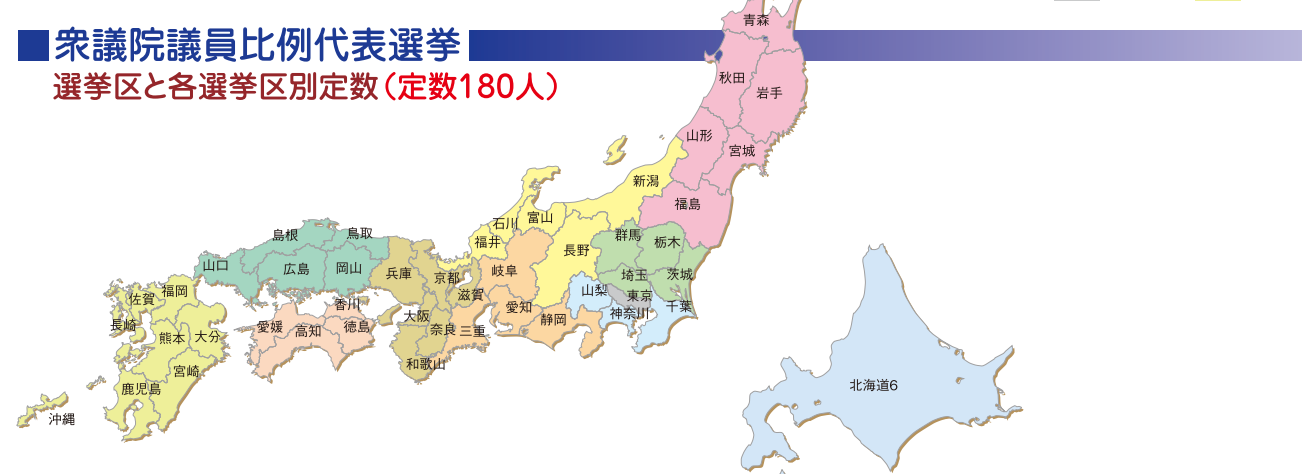
DATA 1

※ 衆議院議員選挙の選挙区と定数については、平成28年3月現在改正の審議がなされており、今後、変更される可能性があります。

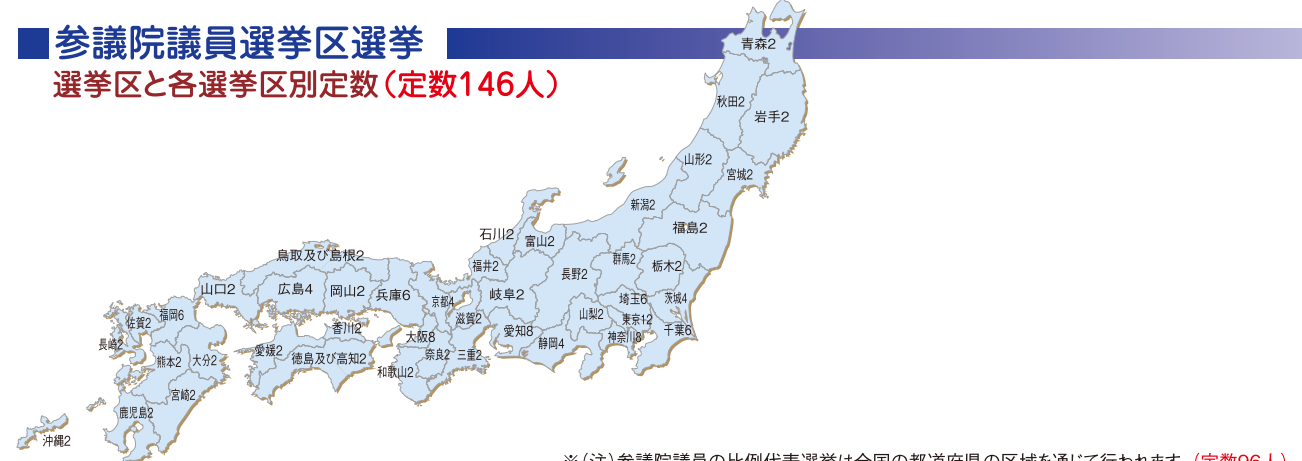
衆議院議員小選挙区選挙 各都道府県別選挙区数(定数295人)



衆議院議員比例代表選挙 選挙区と各選挙区別定数(定数180人)



参議院議員選挙区選挙 選挙区と各選挙区別定数(定数146人)



※(注) 参議院議員の比例代表選挙は全国の都道府県の区域を通じて行われます。(定数96人)

各選挙の選挙区と定数 — 岐阜県 —

※ 平成28年3月現在の状況です。今後、変更される可能性があります。

衆議院 小選挙区…岐阜県定数5(各小選挙区1)

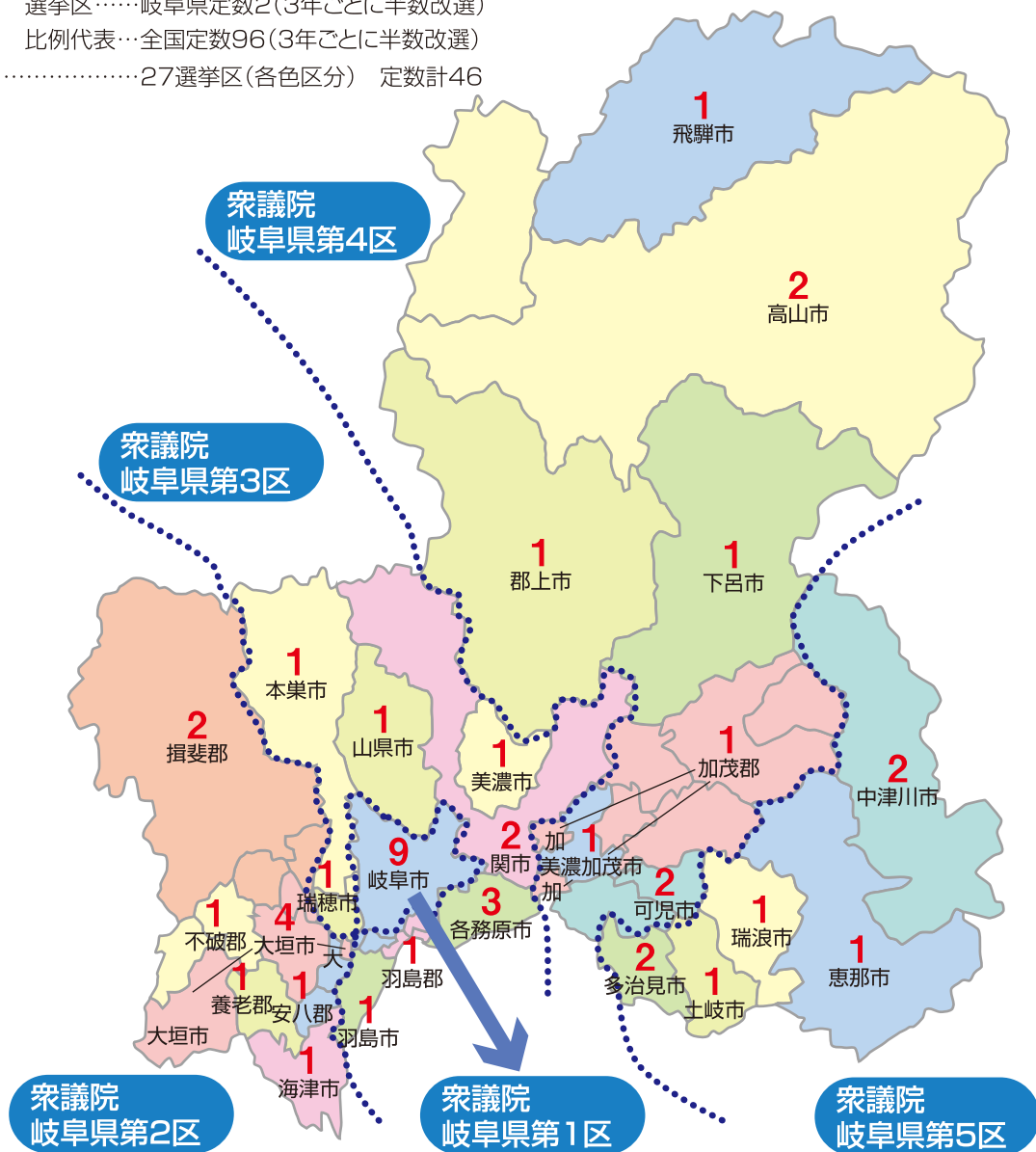
- 第1区 岐阜市(旧柳津町を除く)
- 第2区 大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
- 第3区 岐阜市(旧柳津町のみ)、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
- 第4区 高山市、美濃加茂市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市、加茂郡、可児郡、大野郡
- 第5区 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市

比例代表…東海選挙区(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)定数21

参議院 選挙区…岐阜県定数2(3年ごとに半数改選)

比例代表…全国定数96(3年ごとに半数改選)

県議会 ……27選挙区(各色区分) 定数計46

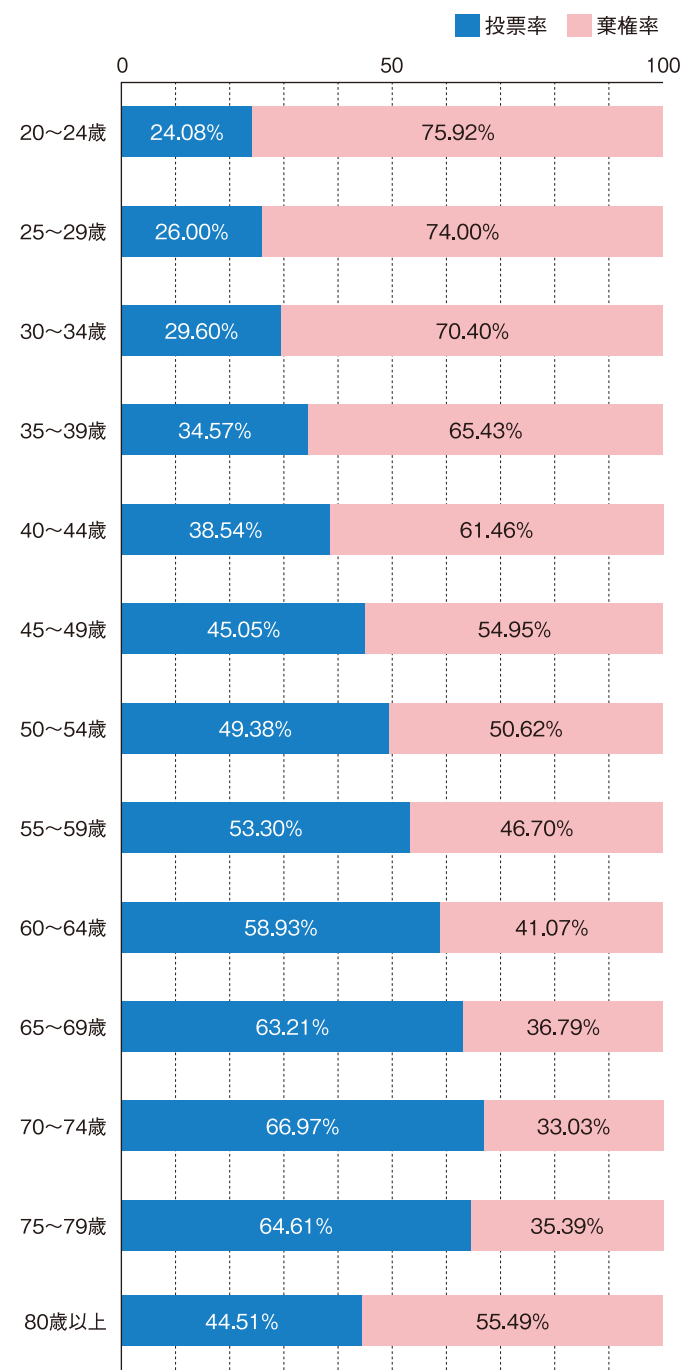


DATA 2

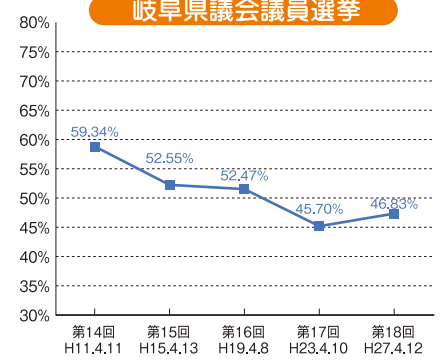
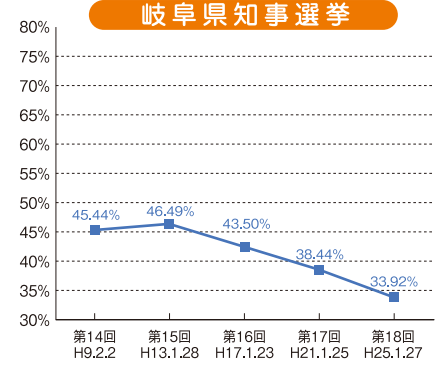
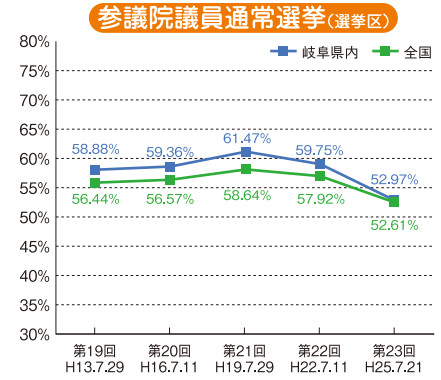
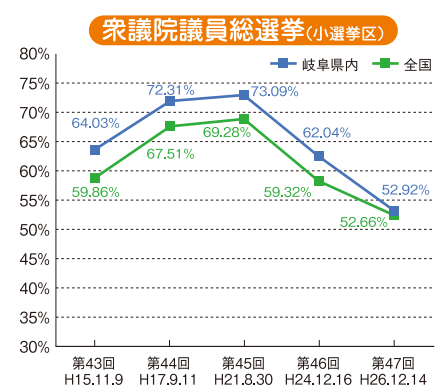
年齢別投票率と 最近の投票率の推移 — 岐阜県 —

DATA 3

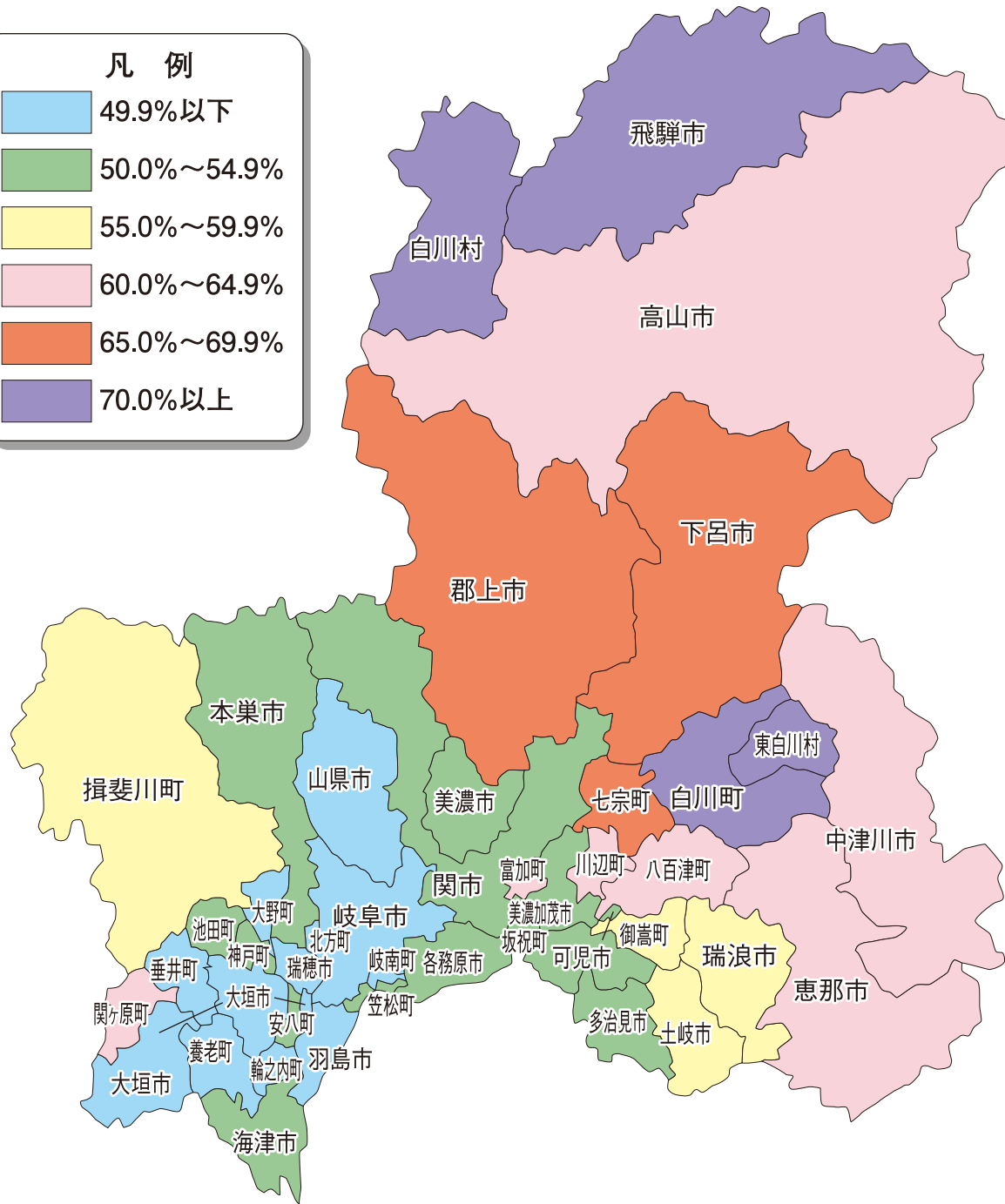
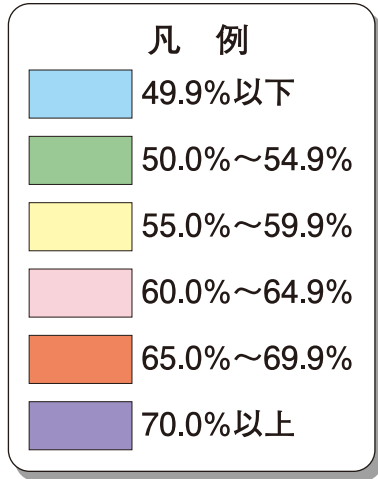
平成27年4月12日執行
岐阜県議会議員選挙 年齢別投票状況



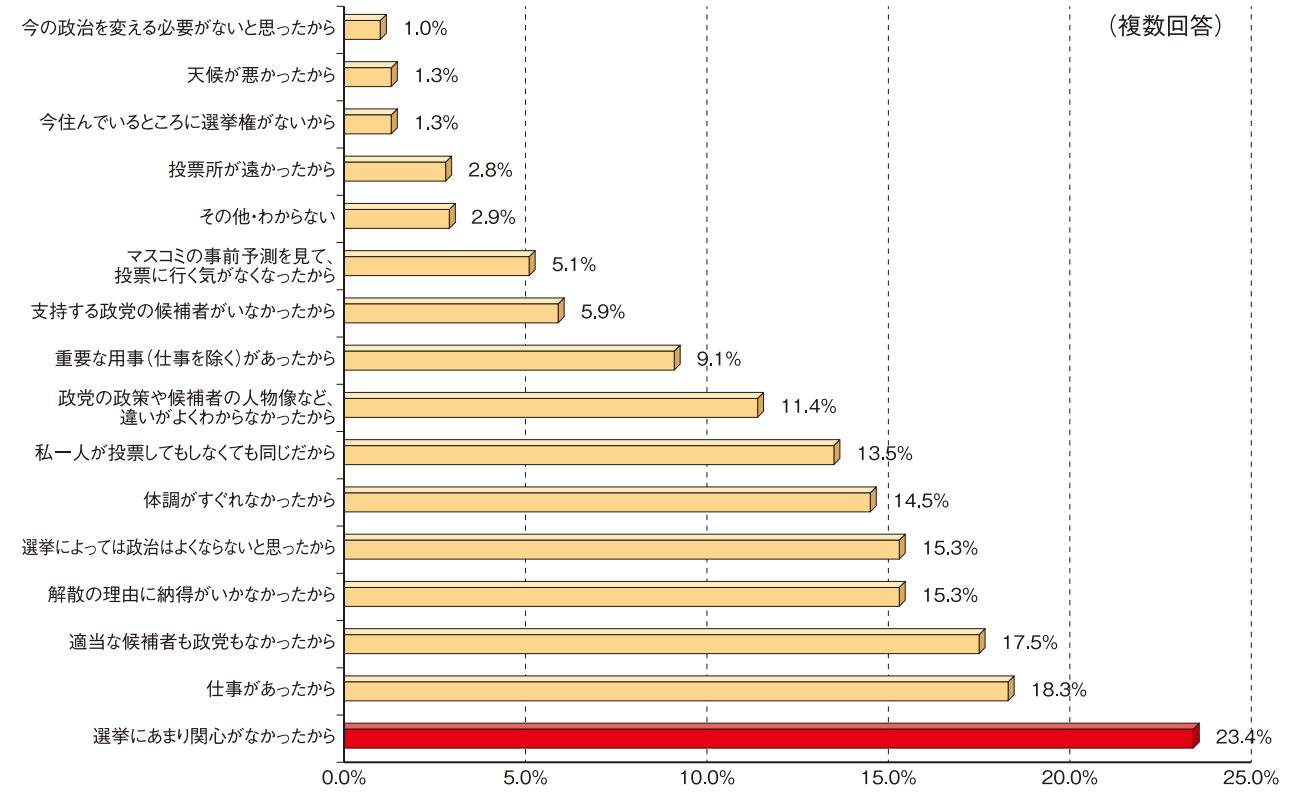
最近の投票率の推移



衆議院議員総選挙市町村別投票率 平成26年12月14日執行



平成26年の衆議院議員総選挙で投票を棄権した人に、投票しなかった主な理由を聞きました



第47回衆議院議員総選挙 全国意識調査 ((公財)明るい選挙推進協会による調査)から

最近の選挙における投票率は低い水準にありますが、このことについてあなたはどのように思いますか？



明るい選挙推進のイメージキャラクター
「選挙のめいすい(明推)くん」

選挙についてもっと詳しく知りたい人は、インターネットで調べてみましょう。

◆岐阜県選挙管理委員会◆

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/senkyokanri-iinkai/14301/>

◆総務省(選挙制度)◆

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/>

◆総務省(選挙権年齢引下げ特設ページ)◆

<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>

◆公益財団法人 明るい選挙推進協会◆

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

中学校 3年 組

氏名

岐阜県選挙管理委員会・明るい選挙岐阜県推進協議会

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 ☎058-272-8106

平成28年3月発行